

国税庁課税部課税総括課長 初谷武志

最近の税務行政における国税庁の取組

■とき…令和元年10月18日(金)

(敬称略)

本日は、国税庁の任務と使命、税務行政の将来像、納税環境の整備、適正・公平な税務行政の推進等についてご説明させていただきます。その中でも特に、電子帳簿等保存制度と、書面添付制度について詳しくお話ししてまいります。

国税庁の任務と使命

申告納税制度を支える二つの柱

国税庁は、財務省設置法第19条に定められる、三つの任務を担っております。三つの任務とは、①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、②酒類業の健全な発達、③税理士業務の適正な運営の確保を図ることです。

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、

納税するという申告納税制度を採用しており、日本国憲法第30条において、国民は納税の義務が定められています。こうしたことから、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすために重要なのが、申告納税制度を支える、「納税環境の整備」と「適正・公平な税務行政の推進」という二つの柱となります。

まずは、申告納税制度を支える柱の一つ、「納税環境の整備」についてお話しします。具体的な取組は次の三つです。

1. 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
2. 納税者からの問合せや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
3. 税務行政等について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁や国民の方々

からの幅広い協力や参加の確保に努める。申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持つだけでなくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では税理士会や関係民間団体などとの連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育に力を入れていきます。また、法令の解釈や取扱い・手続の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っているところです。

個人的な話になりますが、私が数年前に国税庁長官官房広報広聴室長を務めていたときには、租税教育の充実に向け、特に租税教室の実施に力を入れて取り組んできました。



◎初谷武志(はつがいたけし)氏

1988年国税庁入庁。国税不服審判所管理室長、東京国税局課税第二部長、同課税第一部長、仙台国税局総務部長、国税庁長官官房広報広聴室長、大阪国税局総務部長を歴任後、2019年7月、国税庁課税部課税総括課長に就任。

税務行政の将来像

「スマート税務行政」の実現に向けて

税務行政を取り巻く環境が大きく変化
する中、今後も納税者の皆さまの理解と
信頼を得て、国税庁の使命を果たしてい
くためには、中長期的に国税庁が目指す
べき将来像を明らかにして、それに向け
て着実に取り組んでいくことが重要と考
えられます。そのため、平成29年6月に
「税務行政の将来像」を公表しました。

この将来像は、おおむね10年後のイメ
ージを示したもので、ICTの活用によ
る「納税者の利便性の向上」と「課税・
徴収の効率化・高度化」を中心に、納税
者の信頼を確保する「スマート税務行政」
に進化していくことを目指しています。

資料1「税務行政の将来像」(16頁)
をご覧ください。

これは将来像の公表から2年が経過し
たことを踏まえ、令和元年6月に、それ
までの間に実現又は具体化した取組や、
今後の課題を改めて整理した内容を取り
まとめたものです。

一つ目の、利用者中心の行政サービス

そのような未来の納税者の方々に租税
の意義や役割を理解していただける貴重
な機会の更なる充実に向けて、環境整備
や支援を行ってまいります。

次に、2本目の柱、「適正・公平な税
務行政の推進」についてご説明します。
具体的な取組は次の三つです。

1. 関係法令を適正に適用する。
2. 申告が適正でないと認められる納税
者に対して、的確な指導・調査を実施
し、誤りを確実に是正する。
3. 期限内収納の実現に努め、期限内に

納付を行わない納税者に対して、滞納
処分の執行により確実に徴収する。

国税庁では様々な角度から情報の取
集・分析を行っており、不正に税金の負
担を逃れようとする悪質な納税者に対
しては、適切な調査体制を編成し、厳正な
調査を実施することとしています。

一方、その他の納税者に対しては、文
書や電話での連絡などによる簡易な接触
も行うなど、限られた人員等をバランス
よく配分し、効果的・効率的な事務運営
を心掛けています。

資料1 税務行政の将来像 ～スマート税務行政の実現に向けて～

「税務行政の将来像(平成29年6月)」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、スマート税務行政の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置(再掲)

課税・徴収の効率化・高度化

調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ CRS情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
 - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
 - ・ 消費税の適正課税の確保
 - ・ 大口・悪質事案への対応
 - ・ 新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化(業務フロー見直しと一体的に実施)

内部事務の集約処理

外部機関との連携強化 (地方公共団体等、税理士会・関係民間団体、外国税務当局)

(講演資料より。以下同)

を提供する「納税者の利便性の向上」においては、e-Taxの推進等の税務手続のデジタル化、税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化を目指します。

二つ目の「課税・徴収の効率化・高度化」は内部体制の話になりますが、書面からデータ中心の事務へと転換を図ってまいります。このことを実現するために、ICTの動向を踏まえた新たな機能の導入とシステム構造の最適化による情報システムの高度化を目指していきます。

現状、税務行政は部門ごとに分かれた縦割りの組織構造で、情報システムやデータベースも別々になっており、業務上、非効率な部分もあります。これについて、将来的には情報システムを

統合化して事務システムを横断した一元管理を図り、データを積極的に活用できるシステム及び組織作りを進めていきます。

更に、蓄積されたデータを活用して、ICT・AIを用いた分析・検討・調査選定を行い、データ中心の事務に移行します。実地調査や滞納整理等の外部事務においても現在の書面中心の方法から、モバイル端末を活用する方法に変えることで、機動的かつ効率的な事務処理の実施を目指します。業務の自動化により削減された業務量は、納税者サービスの充実や外部事務へ振り向けるなどして、全体として効率的な業務配分の実現が可能な環境を整えてまいります。

納税環境の整備

デジタル・ガバメントの実現に向けて

次に、「納税環境の整備」について、より詳しく見ていきます。

まず、前提として目指しているのはデジタル・ガバメントの実現です。ICTを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心な暮

らしや豊かさを実感できる社会の実現を目指す「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月策定）や、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月策定）などの計画を踏まえ、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」が平成30年6月に策定されました。

これを基に、デジタル・ガバメントの実現に向けて、各手続のオンライン化や添付書類撤廃等を目指した、利用者中心の行政サービス改革や、保有データのオープン化やAPIの整備等のプラットフォーム改革に取り組んでおります。

なお、令和元年5月に成立した「デジタル手続法」には「デジタル化の基本原則」が次の通り掲げられており、それを基に取り組んでいるところです。

- ① デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結）
- ② ワンスオンリー（一度提出した情報を二度提出することは不要）
- ③ コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現）

今後、法人向けの税務手続のデジタル化としては、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化及び企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を予定しています。

これは、これまで行政機関ごとに提出が必要だった各種手続をマイナポータルを活用してオンライン・ワンストップで完了できるというサービスの実現を目指す取組です。法人設立手続については令和2年度中のサービス開始を予定しており、企業が行う従業員の社会保険・税手続については令和2年11月頃から順次開始することを目指しております。

納税者サービス充実のための取組

ここからは、「納税者サービス充実のための具体的な取組」をいくつかご紹介します。

(1) 国税庁ホームページ掲載情報をより充実させ、納税者の必要とする税務情報を提供

検索機能の拡充や、スマートフォンやタブレット等の閲覧端末の画面サイズに合わせて表示できる機能の追加など、快

適にご覧いただける工夫を行っています。

(2) 税務相談の新しいチャネルとして、国税庁ホームページにチャットボットを導入

国税に関する知りたい情報をテキスト入力などで質問すると、AIを活用したチャットボットが自動回答してくれます。こちらは、令和2年1月以降の試験導入を予定しています。

(3) e・Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した申告・納税手段の充実の推進

「確定申告書等作成コーナー」では、必要な項目を入力するだけで、自動計算により確定申告書等を作成することができます。

令和元年からは確定申告書等作成コーナーで、一部の個人納税者向けにスマートフォン等専用画面の提供を開始しました。更に、令和2年1月からは、スマートフォン等専用画面をご利用いただける対象を、2カ所以上の給与所得がある方や、年金収入や副業等の雑所得がある方などにも拡大する予定です。

(4) e・Taxの普及・推進

ご承知の通り、e・Taxとは、所得税、



法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などについて、税務署に向くことなく自宅等から申告・申請から納税までインターネットを通じて行うことができるものです。

そのメリットとして、添付書類の提出が省略できること、月曜日から金曜日及び確定申告期は24時間利用が可能なこと、還付金が早期に受領可能なこと、事務の省力化・ペーパーレス化につながるなど等があります。

同時に、国税当局にとっても、申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。今後も、e・Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に向けて各種施策を一層推進してまいりますので、是非ご活用をお願いいたします。

大法人の電子申告義務化について

e・Taxに関連する内容として、大

法人の電子申告義務化制度についてご説明します。

平成30年度税制改正により「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e・Taxにより行わなければならないこととされました。令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）からの適用となり、対象税目は法人税及び地方方法人税並びに消費税及び地方消費税です。

電気通信回線の故障や災害その他の理由によりe・Taxの使用が困難であると認められる場合は例外となりますが、この場合を除いて、原則義務化されることになりました。

対象法人の範囲は、法人税及び地方方法人税においては、内国法人のうち、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社です。消費税及び地方消費税については、それに加えて国や地方公共団体も対象となっています。

対象となる手続は、確定申告、中間（予定）申告、仮決算の中間申告、修正申告及び還付申告で、これらの申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類全てが対象書類です。

なお、電子申告の義務化の対象となる法人は所轄の税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書を提出することが必要です。

また、電子申告義務化に伴い、法人納税者が申告データを円滑に電子提出できるように環境整備を進めています。

例えば、利便性向上施策の一つとして、財務諸表データ形式の柔軟化があります。これは、財務諸表について現状のデータ形式であるXBRL形式に加えて、CSV形式による提出も可能とするものです。

企業開示において標準的に使用されている勘定科目ごとに、国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供します。これを利用して財務諸表を作成いただくことで、より簡単なe・Taxへのデータ変換が可能になります。

そのほか、添付書類等の提出方法の拡充として、光ディスク等による提出を認めました。別表の一部、財務諸表、勘定科目内訳明細書、その他の第三者作成書類等の添付書類について、送信容量の制約により大容量の申告データを送信できない場合でも、光ディスク等による提出が可能となっています。

電子帳簿等保存制度について

今日のメインテーマのうちの「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」に話題を移します。

この制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度です。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等については、**真实性・可視性の確保に係る一定の要件を設けています。**

「電子帳簿等保存制度」は平成10年度の税制改正で創設された制度で、帳簿及び決算関係書類等の国税関係書類を対象としています。また、「スキャナ保存制度」は平成17年度税制改正で創設され、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）を対象としています。

「**真实性**」を確保するための要件として、電子帳簿等保存制度では、訂正・加除履歴を確保することや帳簿間での記録事項の相互関連性を確保することが求められ、スキャナ保存制度では、入力期間に制限があり、速やかに入力することや一定水準の解像度の確保、タイムスタンプの付

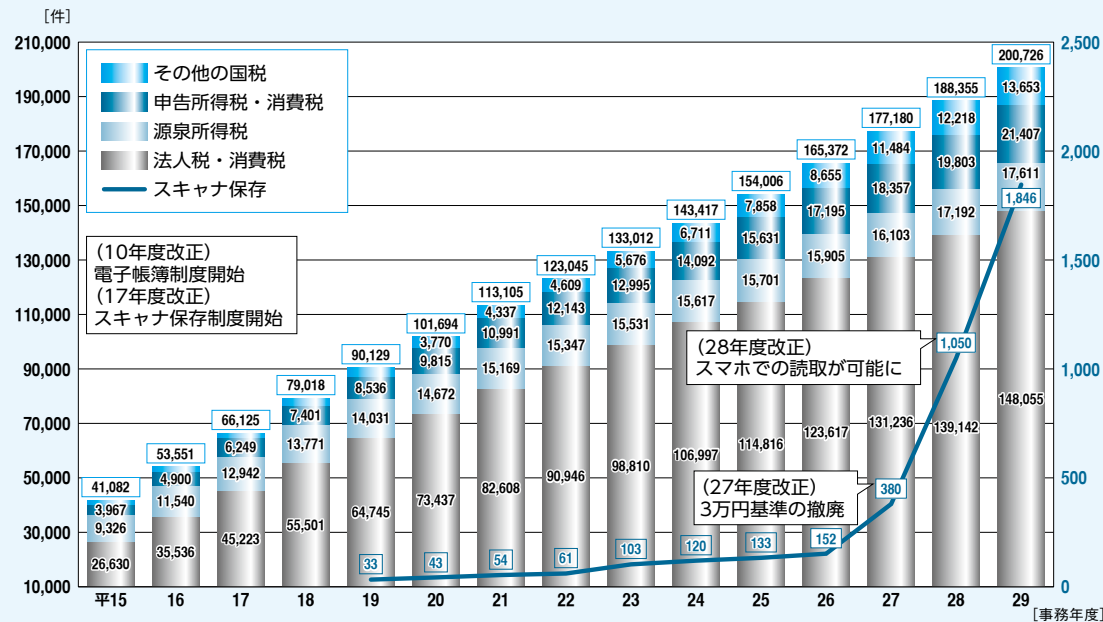
与等が求められています。

「**可視性**」を確保するための要件としては、電子帳簿等保存制度及びスキャナ保存制度ともに検索機能の確保が求められており、スキャナ保存制度では、帳簿との相互関連性の確保が必要とされています。

ここで、資料2「電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認件数の推移」をご覧ください（下）。

平成15事務年度の電子帳簿保存法の累計承認件数は4万1082件ですが、平成29事務年度には20万726件となり、約5倍

資料2 電子帳簿保存法に係る電磁的記録による保存等の承認件数の推移



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報書による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

に件数が増えていることが分かります。平成27年度税制改正ではスキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直しが行われ、3万円以上の領収書等も対象に追加されました。更に平成28年度税制改正によってスマートフォン等による社外における読取りも認容され、それまでよりも活用いただきやすい制度となり、スキヤナ保存承認件数も伸びてきています。

電子帳簿等保存制度利用促進に向けた取組

電子帳簿等保存制度に関する最近の動向を見ていきます。平成29年11月の政府税制調査会中間報告において「社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべき」という指摘がありました。

平成30年度税制改正では令和2年分所得税確定申告から青色申告特別控除額が現行の65万円から55万円に引き下げられました。e・Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除を受けることが可能になりました。

平成30年10月の政府税制調査会におい

て、当制度の利用促進について引き続き議論が行われ、令和元年度税制改正では、納税者の利便性向上を図るため、新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の提出期限特例が創設されたほか、承認を受ける前に作成又は受領をした書類のスキヤナ保存も可能となりました。

あわせて、利便性向上のための運用の見直しも講じています。例えば、電子帳簿等保存制度及びスキヤナ保存制度に係る承認申請手続の簡素化です。申請者の予見可能性を向上させ、その手続負担を軽減させる観点から、市販のソフトウェアを対象に、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIIMA）の要件適合性の確認を受けたものを利用する場合については、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することが可能になりました。

また、スキヤナ保存制度の入力等に係る期間制限に関する解釈の見直しも行っていきます。国税関係書類に係る記載事項の入力等の猶予期間制限について、従来の解釈では実務上問題が発生していたことを受け、期間を延長しました。

更に、スキヤナ保存制度における定期的な検査に関する解釈の見直しも行っています。スキヤナ保存の要件として、受

領から入力までの事務処理内容を定期的に検査する必要がありますが、以前は、全ての事業所等を対象に1年に1回以上行うことを求めています。

しかし、事業規模に応じた柔軟な対応を可能とするため、おおむね5年のうちに全ての事業所等で検査が行われている場合には、要件を充足しているものとして取り扱うこととしました。ただし、特に重要な支店等については、1年に1回以上の定期検査をする必要があります。

このように、電子帳簿等保存制度及びスキヤナ保存制度の利用促進に向けた環境整備が着実に進展しつつあるという現状です。

適正・公平な税務行政の推進

調査における重点的取組

次に「適正・公平な税務行政の推進」の、調査における重点的取組について説明します。

まず、お伝えするのは、平成29事務年度に実地調査で把握した1件当たり申告漏れ所得金額です。申告所得税における



調査件数が7万3000件、1件当たり申告漏れ所得金額が808万円です。それから、法人税における調査件数が9万8000件、1件当たり申告漏れ所得金額が1024万円です。

これらの調査において重点的に取り組んでいる事項が五つあります。一つ目が「消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施」することです。消費税は税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も高く、一層の適正な執行に努めています。特に、虚偽の申告

により不正還付等を得ようとするケースを防止するという観点から十分な調査を実施しております。二つ目が「資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査等を実施」することです。増加する海外投資や海外取引などについて、国外送金等調査をはじめとする資料や、海外当局との租税条約等に基

づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。特に富裕層については、資産運用の多様化・国際化を念頭に置き、運用益に対して適正に課税するとともに将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

三つ目が、「資料情報を活用し、的確に無申告者を把握」することです。無申告は、申告納税制度の下、自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらします。資料情報の収集・活用を図り、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

四つ目が、「シエアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」を行うことです。近年、シエアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がる中、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題となっています。このため情報収集・分析等の充実のためのプロジェクトチームの設置をはじめ、情報収集を拡充しながら、申告漏れがないよう、行政指導も含めた対応を行ってまいります。

五つ目が「納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行」することで

す。調査に当たっては、納税者の主張をきちんと理解し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努め、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

書面添付制度について

最後に、本日のメインテーマの二つ目、「書面添付制度」についてお話しします。税理士法第33条の2において、税理士又は税理士法人は、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した所定の書面を、その申告書に添付することができるとされています。具体的には、税理士がどのような書類に基づいて帳簿を作成し、どのような帳簿に基づいて計算・整理を行い、どのような相談に応じたかを記載します。

資料3「書面添付制度(趣旨)」(23頁)をご覧ください。書面添付制度は、税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場から、どのように調製されたかを明らかにすることで、正確な申告書の作成及び提出に資するものであります。これにより納税義務の適正な実現を図ることは、税理士制度の本旨に合致し

ます。また、この制度は税務官公署が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するものでもあります。書面に記載された内容等によって、申告書の内容について疑問点が解明されれば、照会や調査を実施する必要がなくなるためです。

このように、書面添付制度は添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものであります。更に、納税者や税理士にとっては、照会・調査に対応する負担の軽減を実現します。

意見聴取制度の積極的な活用

税務官公署の職員は、税理士法第33条の2に規定する書面が添付されている申告書を提出した納税者について、その申告書に係る租税に関し、あらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合には、事前通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならぬとされています。

意見聴取の結果を踏まえて、調査の必要がないと認められたときには、税理士宛に原則書面による「調査に移行しない」旨の連絡をします。

一方、調査の必要があると認められた場合には、口頭（電話）にて「調査に移行する」旨の連絡をし、事前通知の上、税務調査を実施するという流れになります。国税当局においては、この意見聴取の機会を積極的に活用し、疑問点の解明等に努めることとしています。

また、意見聴取において申告内容の誤りが判明した場合については、意見聴取における質疑等のみを基因して修正申告書が提出されたとしても、更正があるべきことを予知してされたものには当たらないとしております。

ですから、是非、税理士の皆さまには積極的に陳述していただき、誤りがあれば自主的かつ早期に是正していただきたいと思います。

書面添付制度に関するこれまでの経緯

ここで、改めて書面添付制度に関するこれまでの経緯を見ていきます。

まず、平成13年の税理士法改正により

現在の書面添付制度が開始し、税理士法第33条の2に規定する書面の様式改正と、事前通知前の意見聴取の追加が行われました。平成21年には、文書による調査省略通知手続き等を定めた事務運営指針の発遣があり、更に平成22年、24年には事務運営指針の一部改正が行われ、現在のかたちに発展してきたという経緯です。

なお、平成30事務年度の税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があった件数の割合は、所得税1.4%、相続税20・1%、法人税9.5%となっています。

これまで、税理士会と国税局や税務署とが協議会を重ねてきましたが、様々な議論が交わされる中で、徐々にではありながらも書面添付割合や調査省略割合は増加傾向にあり、添付書面の精度も上がってきています。

税理士の皆さまには、納税者である企業との信頼関係の下ではじめて可能となる添付書面の記載内容の充実（質の向上）に向けて、具体的かつ正確な添付書面の記載に努めていただきますようお願い申し上げます。

もちろん、当局も添付書面の記載内容をきちんと見て、事前通知前の意見聴取に限らず、税務署における申告書の審理

資料3 書面添付制度（趣旨）

書面添付制度の趣旨

書面添付制度は、税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場から、どのように調製されたかを明らかにすること

- ▶ 正確な申告書の作成及び提出に資する（納税義務の適正な実現）。
⇒ 税理士制度の本旨に合致する。

- 税理士法（抄）
（税理士の使命）

第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

- ▶ 税務官公署が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資する。
⇒ 書面に記載された内容等により、申告書の内容について疑問点が解明されれば照会や調査を実施する必要がなくなる。

添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながら、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくもの

納税者や税理士にとっては、照会や調査に対応する負担が軽減

資料4 書面添付制度の普及・定着に向けて

- 書面添付制度は、税理士の役割を尊重し、納税者の適正申告に寄与するもの
- 書面添付制度の普及・定着は、税理士の社会的な立場を高め、納税者のコンプライアンスの向上をもたらすだけでなく、より一層信頼される税理士制度の確立にも資するもの
- 今後も、税理士会と国税局、各支部と税務署との協議会において、書面添付制度に関し、日々の実務で発生した疑問点などについて、積極的に意見交換を行い、税理士と税務職員双方がこの制度の理解を深める必要

より多くの税理士の皆様に、書面添付制度への理解を深めていただき、書面添付に積極的に取り組んでいただきたい。

や調査の要否の判断においても活かしていく努力が必要だと認識しています。

書面添付制度の普及・定着に向けて

最後に、資料4「書面添付制度の普及・定着に向けて」を見ていきます（上）。

書面添付制度は税理士の役割を尊重し、納税者の適正申告に寄与するものであり、その普及・定着は、税理士の皆さまの社会的な立場を高め、納税者のコンプライアンスの向上をもたらすだけでなく、より一層信頼される税理士制度の確立にも資するものであります。

今後も、税理士会と国税局、各支部と税務署との協議会において、書面添付制度に関して、日々の実務で発生した疑問点などについて積極的に建設的な意見交換を行い、税理士と税務職員が共にこの制度の理解を一層深めていく必要があります。私たちも書面添付制度の普及・定着に向けて努力してまいりますので、より多くの税理士の皆さまに、更に理解を深めていただいて、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。